

第12条 役員の任務

- (1) 支部長は、本支部を代表し、支部の業務を統轄し、総会及び理事会の議長となる。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長不在の時はその職務を代行する。
- (3) 理事長は、支部長の命を受け、本支部の業務を掌理する。
- (4) 理事は、理事会を構成し、支部運営の重要事項を審議する。
- (5) 常務理事は、理事会で定められた会務及び理事長の指示する事項を処理する。
- (6) 会計監査は、支部の会計業務を監査し、総会に出席して報告するものとする。

< 会 議 >

第13条 総会

- (1) 総会は、本支部の議決機関であり、通常総会は、年1回支部長が招集し開く。臨時総会は、必要に応じて開くことができる。
- (2) 総会は、表決権を有する理事、クラブ代表者の $\frac{1}{2}$ 以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は、議長がこれを決する。
- (3) 次の事項は、総会の承認を得なければならない。
 - ①前年度の収支決算及び事業報告。
 - ②次年度の収支予算及び事業計画。
 - ③本規約の改正。
 - ④その他規約に定める事項。

第14条 理事会

- (1) 理事会は、支部長、副支部長、理事長、常務理事、理事をもって構成し、支部長が招集する。
- (2) 理事会は、次の事項を決議する。
 - ①総会に付議すべき議案の審議。
 - ②役員推薦。
 - ③総会の決議により理事会に委任された事項。
 - ④その他支部長が必要と認めた事項。
- (3) 理事会は、理事の $\frac{1}{2}$ 以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。
- (4) 理事会の決議は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決する。

第15条 常務理事会

- (1) 常務理事会は、支部の運営事項を審議する。
- (2) 常務理事会は、支部長、副支部長、理事長、常務理事をもって構成し、理事長が必要と認められた時に随時開催し、理事長が議長となる。
- (3) 常務理事会は、構成員の $\frac{1}{2}$ 以上の出席をもって成立する。

< 会 計 >

第16条 本支部の会計は、入会金、年会費、助成金、一般寄付金、競技収入及びその他の収入をもって支弁する。

第17条 本支部の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

< 事務局 >

第18条 本支部の事務局は、連絡窓口となる。

< 補 則 >

第19条 本規約の施行に関し必要な細則は、理事会の承認を得て別に定める。

第20条 本支部は昭和58年4月に設立し、本規約は昭和62年1月1日より施行する。

平成12年1月1日改正

平成21年3月3日改正